

ふ、尼うへいみぢうゑつらひて、われもいみじく心けさうせさせ給ひて、まちきこえさせ給程に、わたらせ給へり、うへの御まへいだきたてまつらせ給へり、見たてまつらせ給へれば、いみぢううつくしげにて、たゞわらひにわらはせ給、あなうつくし、これをいだき奉らばやとおもへども、なきやせさせ給はんと、わづらはしくてとの給はすれば、などてかよもなかせたまはじとて、おはしませと申させ給へば、たゞかゝりにかゝらせ給へば、あなうれしやとて、いだきたてまつらせ給て、いみぢううつくしみたてまつらせ給ふ、なをいのちはながく侍べきにこそあめれ、この宮のいだかれたまふ、兒のいだかれぬはいむとこそき、はべれいかでこの御かたぐのみなかゝるわざしたまはんを、見奉りてとこそは思給ふればとの給はするを、うへ〇倫いと哀と見奉らせ給、さて御めのとたちいみじくいたはらせ給、

〔保元物語三〕義朝幼少弟悉被失事

去程ニ内裏ヨリ即義朝ヲ被召、藏人右少辨助長朝臣ヲ以テ被仰下ケルハ、汝ガ弟ドモノ未多ク有ケルヲ、縱幼トモ女子ノ外ハ皆尋テ可失ト也、宿所ニ歸テ秦野次郎ヲ召テ宣ケルハ、餘ニ不便ナレ共、勅定ナレバ無力、母カ乳母カ懷テ、山林ニ逃隱レタランハ如何セン、六條堀河ノ宿所ニアル、當腹ノ四人ヲバスカシ出シテ、相構テ道ノ程ワビシメズシテ、舟岡ニテ失ヘトゾ聞ヘケル、延景難儀ノ御使カナト、心憂ク思ヘドモ、生命ナレバ力ナシ、涙ヲ袖ニ収ツ、泣々輿ヲ昇セテ、彼宿所ヘゾ赴ケル、母上ハ折節物詣ノ間也、君達ハ皆座ケリ、兄ヲバ乙若トテ十三、次ハ龜若トテ十一、鶴若ハ九、天王ハ七ナリ、此人々延景ヲ見付テ、ウレシゲニコソ有ケレ、秦野次郎、入道殿〇源爲義朝ノ御使ニ參テ候殿ハ十七日ニ比叡山ニテ御様ヲカヘサセ給シヲ、世間モ未ツ、マシトテ、北山雲林院ト申所ニ、忍テ渡ラセ給ヒ候ガ、君達ノ御事無覺東思召候間、御見參ニ入奉ランタメニ、具シ奉テ參ラントテ、御迎ニ參候ト申セバ、乙若出合テ、誠ニ様カヘテ御座